

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
12月15日
(金曜日)

目次

- 告示
救急病院の認定(医療政策課).....
- 萩都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....
- 建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示の一部改正(建築指導課).....
- 一 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課).....
- 公告
土地改良区設立認可申請に係る決定(農村整備課).....
- 三 土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定(農村整備課).....
- 三 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築指導課).....



山口県告示第四百三十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年十二月十五日

名	称	所	在	地	山口県知事 村岡 嗣 政
徳山病院		周南市新宿通二丁目一六		認定が効力を有する期限 平成三三、一、一九	

山口県告示第四百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、萩都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
萩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
萩都市計画下水道事業萩市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十三年二月七日から平成三十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
萩市大字土原、大字唐樋町、大字江向、大字呉服町一丁目、大字呉服町二丁目、大字南古萩町、大字南片河町、大字堀内、大字東浜崎町、大字浜崎町、大字今魚店町、大字河添、大字平安古町、大字山田、大字浜崎新町、大字樽屋町、大字北片河町、大字春若町、大字古魚店町、大字細工町、大字油屋町、大字塩屋町、大字恵美須町、大字瓦町、大字北古萩町、大字熊谷町、大字今古萩町、大字古萩町、大字米屋町、大字津守町、大字西田町、大字下五間町、大字吉田町、大字東田町、大字御許町、大字橋本町、大字川島、大字椿東、大字上五間町及び大字椿

山口県告示第四百三十六号

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示(平成二十年山口県告示第五百五十七号)の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成二十九年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 中「卒業した者」の下に「(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学の前期課程にあつては、終了した者)」を、「卒業後」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了後)」を加える。
 - 二中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。
- 別表第一の備考中「(短期大学)」を「(専門職大学、短期大学及び専門職短期大学)」

に、「学校教育法による短期大学」を「同法による専門職大学にあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の、同法による短期大学」に、「学校教育法による高等専門学校」を「同法による専門職短期大学にあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の、同法による高等専門学校」に、「学校教育法による高等学校」を「同法による高等学校」に改める。
別表第二の備考中「学校教育法による各種学校」を「同法による各種学校」に改める。

山口県告示第四百二十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、周南県営住宅新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 周南県営住宅新築工事
 - (一) 工事場所 周南市扇町七番地二
 - (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造 地上五階建	一、六二四平方メートル	二〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規

定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十九年十二月十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年一月九日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年一月二十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三一一三八七〇）にすること。



(三二七) 土地改良区の設立の認可の申請に係る決定

次の土地改良区の設立の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 土地改良区の名称等

土地改良区の名称 申請人

下関市吉田土地改良区 藤岡 正美ほか二人

二 縦覧の期間

平成二十九年十二月十八日から平成三十年一月九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三二八) 土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定

次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の内容

土地改良区の名称

下関土地改良区

二 縦覧の期間

平成二十九年十二月十八日から平成三十年一月九日まで

三 縦覧の場所

施行地区

清末地区

事業の種類

土地改良施設の管理

山口県農林水産部農村整備課

(三二九) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十九年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター 東京都新宿区新宿一丁目八番一号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
東京都新宿区新宿一丁目八番一号	東京都新宿区新宿一丁目八番一号
仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号	仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号
福島県郡山市中町一〇番五号	福島県郡山市中町一〇番五号
さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号	さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号
千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇二番三号	千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇二番三号
横濱市西区北幸二丁目三番一九号	横濱市西区北幸二丁目三番一九号
長野市南町一〇八二番地	長野市南町一〇八二番地
名古屋市中区栄四丁目一四番二八号	名古屋市中区栄四丁目一四番二八号
三重県四日市市浜田町二番一八号	三重県四日市市浜田町二番一八号
名古屋市北区内山一丁目三番一九号	名古屋市北区内山一丁目三番一九号
岡山市北区中原町六番地	岡山市北区中原町六番地
広島市中区八丁堀一五番六号	広島市中区八丁堀一五番六号
香川県高松市三番町七丁目一三番一三三号	香川県高松市三番町七丁目一三番一三三号
愛媛県松山市御供所町一丁目三番一三三号	愛媛県松山市御供所町一丁目三番一三三号
福岡市博多区御供所町一丁目三番一三三号	福岡市博多区御供所町一丁目三番一三三号
佐賀市博多区御供所町一丁目三番一三三号	佐賀市博多区御供所町一丁目三番一三三号
長崎市万才町三番四号	長崎市万才町三番四号
宮崎県川原町五番一〇号	宮崎県川原町五番一〇号
鹿児島市西千石町一〇番一〇号	鹿児島市西千石町一〇番一〇号
沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号	沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

三 変更年月日

平成二十九年十二月二十八日

平成二十九年十二月十五日印刷

発行人所

山口県知事